

解体工事業の新設への対応について（入札関係）

平成28年11月11日 七尾市

建設業法の改正による「解体工事業」の新設に伴い、平成29・30年度の建設工事に係る競争入札参加資格審査申請（平成29年1月受付）の業種に「解体工事業」を新設します。

1 建設業法における経過措置

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの3年間は、平成28年6月1日（法施行日）時点で「とび・土工・コンクリート工事業」の許可で解体工事業を営んでいる者であれば、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事の施工が可能です。
※平成31年6月1日以降は、「解体工事業」の許可が必要

2 本市発注工事における解体工事の取扱い

●平成29年度以降における解体工事の発注について
当面の間、以下の取扱いとします。

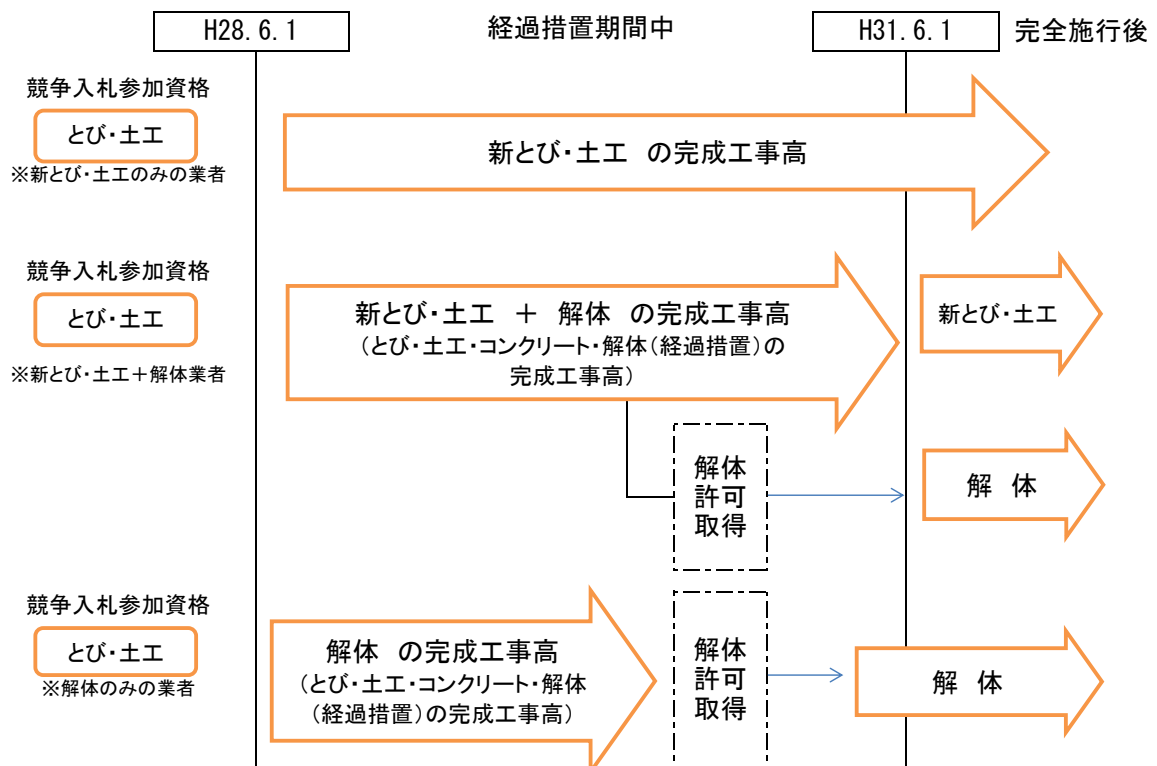
(1) 解体工事の入札に参加できる者（以下の①又は②）

- ① 解体工事に関する有資格者
- ② とび・土工・コンクリート工事に関する有資格者であって、平成28年5月31日以前から継続してとび・土工・コンクリート工事の許可を有する者

(2) 工事現場に配置する技術者の取扱い

改正後の建設業法に基づき、解体工事業の主任（監理）技術者となりうる者を配置する必要があります。

経営事項審査の取扱い例



解体工事の建設業許可及び入札参加資格については、建設業法上の経過措置期間終了までに、早めに手続きをされることをお勧めします。

平成28年6月1日以降に、とび・土工・コンクリート工事の建設業許可を取得した場合、解体工事の入札に参加するためには、解体工事の建設業許可及び入札参加資格を取得する必要があります。